

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付け、平成〇年〇月〇日付け、同年〇月〇日付け、同年〇月〇日付け及び同年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A県A市所在の会社Bに雇用され、G部、H部等を経て、平成〇年〇月からはI部に配属されて、粉体製造設備において、試作、点検、立会、清掃等の作業に従事していた。

請求人は、平成〇年〇月、急性胃炎で受診した医療機関において、両肺にびまん性に間質影の増強が認められるとの診断を受けるも、確定診断には至らなかった。その後、C病院で実施された肺生検で「間質性肺炎」（以下「本件疾病」という。）と診断された。

請求人は、本件疾病は業務上の事由によるものであるとして、療養補償給付等を監督署長に請求したところ、監督署長は、本件疾病は請求人が取り扱っていたコバルト粉等の吸引が原因であるとして、業務上の事由によるものと認め、所定の保険給付を行ったが、そのうち、休業補償給付（平成〇年〇月〇日から同月〇日までの31日間、同年〇月〇日から同年〇月〇日までの160日間、同年〇月〇日から同月〇日までの31日間、平成〇年〇月〇日から同月〇日までの31日間、同年〇月〇日から同月〇日までの28日間、同年〇月〇日から同月〇日までの31日間、同年〇月〇日から同月〇日までの30日間及び同年〇月〇日から同月〇日までの31日間）については、通院日以外の日におい

ては本件疾病による休業の必要性を認めることができないとして、143日分を支給する旨の処分を行った。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

なお、請求人は、本件以外にも、休業補償給付（平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの96日間、同月〇日から平成〇年〇月〇日までの612日間、平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの151日間、同年〇月〇日から同年〇月〇日までの153日間、同年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの92日間、同年〇月〇日から同月〇日までの28日間、同年〇月〇日から同月〇日までの31日間及び同年〇月〇日から同月〇日までの30日間）のうち、通院日以外の日について休業の必要性を認めないとする処分について、当審査会に再審査請求を行ったが、当審査会は平成〇年〇月〇日付け及び同年〇月〇日付けでこれを棄却する裁決をしている（平成〇年労第〇号事及び平成〇年労第〇号事件）。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、通院日以外の日についても労働することができず、休業する必要があると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの間は就労できる状態ではなかったとして、通院日以外の日についても休業補償給付を支給すべき

であると主張している。

当審査会は、平成○年労第○号事件に係る裁決書及び平成○年労第○号事件に係る裁決書において、軽作業であれば就労可能である旨の医証に基づき、通院日以外の日々の休業補償給付の支給は認められない旨の判断を行ったところであり、また、決定書理由第2の2の(6)に説示するとおり、休業を要するほど本件疾病が悪化していると認められないものであると判断する。主治医であるD医師作成の平成○年○月○日付け診断書においても、「デスクワークは可」とされており、通院日以外については軽作業に従事することは可能であるとの判断を変更する必要性は認められないものである。

(2) なお、請求人は、「平成○年○月○日に受けた肺機能検査の結果により、極めて高度の肺機能障害があることは明確であること等からも、就労の可否を検討するまでもなく、自宅での加療を要するものである。」旨述べているが、D医師は、上記検査結果を含めて総合的に検討した上で、診断書に「デスクワーク可」と記載したものと判断できるところ、請求人の主張は、独自の見解に基づくものであり、認められないものである。

(3) なお、請求人のその余の主張について子細に検討したが、上記判断を左右するものは見いだすことはできなかった。

(4) 以上のことから、請求人の請求に係る平成○年○月○日から平成○年○月○日までの間において、通院日以外の日についても労働することができず、休業する必要があるとは認められない。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした休業補償給付の支給に関する処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。